

香川県医師確保計画の策定について

1 主 旨

(1) 計画策定の主旨

平成 20 年以降医学部の臨時定員増等により、地域枠医師を中心とした全国的な医師数の増加を行ってきたが、医師の地域偏在や診療科偏在は、医学部の臨時定員増以降もむしろ格差が広がっており、その解消が急務とされている。

そのような中、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が施行（平成 31 年 4 月 1 日付け）され、当該改正法に基づき、都道府県は、これまで地域ごとの医師数を比較する際に用いられてきた「人口 10 万人当たりの医師数」ではなく、国が地域ごとの医療ニーズや人口構成等を反映して算出した新たな指標「医師偏在指標」に基づき、地域の実情に応じた医師確保対策を進めるための「医師確保計画」を策定することが求められている。

(2) 主な内容

- 県内医療圏ごとの医師確保の方針
- 県内医療圏ごとの目標医師数
- 目標医師数を達成するための施策
- 産科医・小児科医の確保に向けた対策

(3) 法的根拠

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号

(4) 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（4 年間）

令和 6 年度以降は、3 年ごとに都道府県において計画の見直し（PDCA サイクルの実施）を行い、2036 年までに全国の医師偏在是正を達成することを長期的な目標としている。

2 計画の策定に当たっての体制

(1) 趣旨

医師確保計画の策定に当たっては、医師会等の診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴くとともに、都道府県医療審議会、市町及び保険者協議会の意見を聴くこととされている。

なお、医療審議会での協議に先立ち、医師確保計画策定後を見据え、医療従事者の確保を図るための方策について検討を行う場として、都道府県ごとに設置されている地域医療対策協議会の意見を反映することも必要とされている。

については、今後、香川県地域医療対策協議会において、本県における「医師確保計画」の策定にかかる協議・検討を行うこととする。

(2) 地域医療対策協議会委員

別紙のとおり

3 策定スケジュール

7月18日	香川県医療審議会（策定主旨等を報告）
7月下旬から8月上旬	地域医療対策協議会 （策定主旨・策定スケジュール等説明）
10月 から 11月	地域医療対策協議会（計画素案説明）
1月	地域医療対策協議会（計画案説明）
1月 から 2月	香川県医療審議会（諮問・答申）
3月	計画の公示